

横須賀市報

第 1897 号

発行日	発行所	横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所
毎月	編集兼	横須賀市長
10 日	発行人	上 地 克 明
25 日	印刷所	(有) 宮 村 印 刷 所

目 次

規 則	
◇初任給、昇格及び昇給等の細目に関する規則中一部改正	15397
告 示	
◇地縁による団体の告示事項の変更について	〃
◇市道路線認定、道路区域決定及び供用開始について	〃
◇道路区域変更及び供用開始について	15398
公 告	
◇固定資産税・都市計画税の納期限変更通知書の公示送達	〃
◇公売通知書の公示送達	〃
◇市民税・県民税・森林環境税の納税通知書の公示送達	〃
◇開発行為の工事完了について	〃
◇市民税・県民税・森林環境税ほか 3 件の督促状の公示送達	〃
◇債権差押調書の公示送達	15399
◇配当計算書の公示送達	〃
上下水道局告示	
◇指定給水装置工事事業者の指定について	〃
教育委員会告示	
◇教育委員会定例会の招集について	〃
農業委員会告示	
◇農業委員会総会の招集について	〃
正 誤	

規 則

横須賀市規則第72号 (令和 6 年 9 月 30 日 掲 示 済)

初任給、昇格及び昇給等の細目に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 9 月 30 日

横須賀市長 上 地 克 明

初任給、昇格及び昇給等の細目に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の細目に関する規則（昭和33年横須賀市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 4 新たに職員（一般職員に限る。）を、特殊の技術、経験等を必要とする職であって職務の級を 3 級とするものに採用しようとする場合（以下「経験者主任採用」という。）における級別資格基準については、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当該職員が職務の級の 3 級の資格を有するものとして取り扱うものとする。

第13条中「認められるとき」の次に「又は経験者主任採用の

とき」を加える。

別表第 9 中

正規の試験	大学卒	1 級37号給
	短大卒	1 級25号給
	高校卒	1 級17号給
	中学卒	1 級 5 号給

を

正規の試験	下記以外のもの	大学卒	1 級37号給
		短大卒	1 級25号給
		高校卒	1 級17号給
		中学卒	1 級 5 号給
	経験者主任採用		3 級 5 号給

に

改める。

附 則

この規則は、令和 6 年10月 1 日から施行する。

告 示

横須賀市告示第 197 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260 条の 2 第11項の規定に基づき、次に掲げる認可地縁団体から告示事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により告示します。

令和 6 年10月10日

横須賀市長 上 地 克 明

地縁団体の名称	代表者の氏名及び住所	
	変 更 前	変 更 後
長浜町内会	嘉 山 雄 作 横須賀市長井 2 丁目 13番21号	小藤田 利 夫 横須賀市長井 2 丁目 11番16号

横須賀市告示第 198 号

市道路線認定、道路区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第 180 号）第 8 条及び第18条の規定に基づき、次のように市道の路線を認定し、道路の区域を決定し、及び令和 6 年10月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。

令和 6 年10月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路 線 名	起 終 点	敷地の幅員	延 長	重要な経過地
7,794	長井 3 丁目 9 番の 537 地先から 長井 3 丁目 9 番の 544 地先まで	メートル 5.0 ～ 8.8	メートル 53.6	
7,795	長井 3 丁目 9 番の 541 地先から 長井 3 丁目 9 番の 549 地先まで	5.0 ～ 8.8	52.7	

横須賀市告示第 199 号

道路区域変更及び供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条の規定に基づき、次のように市道の道路の区域を変更し、及び令和 6 年10月10日からその供用を開始します。

その関係図面は、横須賀市建設部土木用地課において告示の日から30日間一般の縦覧に供します。
令和 6 年10月10日

横須賀市長 上 地 克 明

路 線 名	旧新別	区 間	敷地の幅員	延 長
4,562	旧	長井 3 丁目 9 番の 556 地先から 長井 3 丁目 9 番の 566 地先まで	メートル 7.5 ～ 9.4	メートル 116.0
	新	長井 3 丁目 9 番の 215 地先から 長井 3 丁目 9 番の 216 地先まで	7.5 ～ 10.4	116.0
4,568	旧	長井 3 丁目 9 番の 555 地先から 長井 3 丁目 9 番の 561 地先まで	4.8 ～ 7.3	25.8
	新	長井 3 丁目 9 番の 215 地先から 長井 3 丁目 9 番の 561 地先まで	4.8 ～ 8.5	25.8

公 告

横須賀市公告第 177 号 (令和 6 年 9 月 27 日)
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納期限変更通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和 6 年 9 月 27 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和 6 年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 3 期分及び第 4 期分の納期限は、令和 6 年10月11日に変更する。

(別紙略)

横須賀市公告第 178 号 (令和 6 年 9 月 27 日)
掲 示 済

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、公売通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和 6 年 9 月 27 日

横須賀市長 上 地 克 明
(別紙略)

横須賀市公告第 179 号 (令和 6 年 9 月 27 日)
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、納税通知書の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和 6 年 9 月 27 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	備 考
令和 6 年度	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税	定期賦課分及び定期賦課過年度分（定期賦課過年度分については、森林環境税を除く。）

(別紙略)

横須賀市公告第 180 号 (令和 6 年 9 月 27 日)
掲 示 済

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。
令和 6 年 9 月 27 日

横須賀市長 上 地 克 明

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	工事完了検査済証交付 年月日及び交付番号	開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
令和 5 年10月27日 令 5 開第 7 号	令和 6 年 9 月18日 令 6 第11号	横須賀市平作 2 丁目2375番 2 ほか 2 筆	横須賀市日の出町一丁目12番地 かつ七興産株式会社 代表取締役 高 橋 充
令和 5 年 3 月23日 令 4 開第12号	令和 6 年 9 月19日 令 6 第12号	横須賀市武 3 丁目4035番ほか42筆	東京都港区芝浦二丁目 1 番11号 日東ゼーゼル工業株式会社 代表取締役 森 慶 介
令和 6 年 5 月20日 令 6 開第 1 号	令和 6 年 9 月20日 令 6 第13号	横須賀市三春町 2 丁目28番 6 ほか 1 筆	横須賀市小川町26番地 9 株式会社建新 代表取締役 大 口 隆 弘

横須賀市公告第 181 号 (令和 6 年10月 1 日)
掲 示 済

下記の税に係る別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、督促状の送達ができないので、地方税法（昭和25年法

律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。
なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。
令和 6 年10月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

年 度	税 目	期 別	発 付 年 月 日
令和 6 年度	市 民 税 県 民 税 森 林 環 境 税 (普通徴収)	第 1 期 分	令和 6 年 7 月 30 日
	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	第 1 期 分	令和 6 年 6 月 27 日
		第 2 期 分	令和 6 年 8 月 29 日
			令和 6 年 9 月 2 日
	軽 自 動 車 税 (種 別 割)	全 期 分	令和 6 年 6 月 27 日

(別紙略)

横須賀市公告第 182 号 (令和 6 年 10 月 1 日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、債権に係る差押調書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 10 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

横須賀市公告第 183 号 (令和 6 年 10 月 1 日 掲 示 済)

別紙の方は、その住所及び居所が明らかでないため、配当計算書謄本の送達ができないので、地方税法（昭和25年法律第 226 号）第20条の 2 の規定により公告します。

なお、関係書類は保管しているので、送達を受けるべき方から申出があるときは交付します。

令和 6 年 10 月 1 日

横須賀市長 上 地 克 明

(別紙略)

上下水道局告示

横須賀市上下水道局告示第41号

横須賀市水道事業給水条例（昭和33年横須賀市条例第24号）第11条第 1 項の規定に基づき、次に掲げる給水装置工事事業者を本市指定給水装置工事事業者として指定しました。

令和 6 年 10 月 10 日

横須賀市上下水道事業管理者

横須賀市上下水道局長 長 島 洋

登録番号	給水装置工事事業者名	代 表 者 名	所 在 地	指定年月日	有効期限
665	株式会社メンテナンスファクトリー横浜	木 下 昌 哉	横浜市港北区新吉田東三丁目 8 番 1 号	令和 6 年 9 月 25 日	令和 11 年 9 月 24 日

教育委員会告示

横須賀市教育委員会告示第12号 (令和 6 年 9 月 13 日 掲 示 済)

横須賀市教育委員会定例会を次のとおり招集します。

令和 6 年 9 月 13 日

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

- 1 日時 令和 6 年 9 月 19 日 午前 9 時 30 分
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所正庁

農業委員会告示

横須賀市農業委員会告示第10号 (令和 6 年 10 月 1 日 掲 示 済)

令和 6 年第 10 回横須賀市農業委員会総会を次のとおり招集します。

令和 6 年 10 月 1 日

横須賀市農業委員会

会長 岩 澤 健 和

- 1 日時 令和 6 年 10 月 10 日 午後 3 時
- 2 会議開催の場所 横須賀市役所第 2 委員会室
- 3 会議に付議すべき事項
 - (1) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律による農用地利用集積計画について
 - (2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に係る進達について
 - (4) 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - (5) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

正 誤

令和 6 年 4 月 1 日付け横須賀市報号外第 8 号 16 ページ横須賀市規則第 50 号中「第 10 条第 1 項及び第 2 項本文中「入居者」の次に「又は連帯」は 第 10 条第 1 項及び第 2 項本文中「入居める。

の、「別表第 2 を削る。」は「別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。」のいずれも誤り